

H・フラキエルスキ著

『経済改革と所得分配』

H. Flakierski, *Economic Reform and Income Distribution: A Case Study of Hungary and Poland*, アーモンク, M. E. Sharpe, 1986年, xi+194ページ

田 中 宏

ソ連のペレストロイカをはじめ、東欧諸国は現在経済改革の第3の波の渦中にある。この第3の波が社会主義の経済発展にいかんにかに貢献するのか、を最終的に判断するにはかなりの時間と多面的な研究の深化と蓄積が必要である。その場合、さきの波がいかなる結果と変化をもたらしたのかを検討することは、第3波の将来的な方向性を示すかぎをもたらしてくれるはずである。ここで紹介する、ポーランド人経済学者、H・フラキエルスキ著『経済改革と所得分配』はこの点で興味深い素材をあたえてくれている。それは、題名がしめすとおり、検討の主眼を「東欧諸国の市場メカニズムの活用が増大が所得分配のパターンに変化をもたらさうのか否か」(序文)においている。経済改革の前進を妨げる諸困難を検討する場合、改革派と反改革派にその対応を分けて考察する2分法はひとつの、一般的に受け入れやすい理解の仕方である。このような理解の成否は別としても、反改革派の主張の合理化の現実的根拠の一つが、経済改革にともなう、社会主義的価値の重要な構成要素である平等(感)が侵食されていくという状況であるとされている。この状況認識は正しいのか、がまず問われなければならない。この点で本書の研究課題の設定は魅力的であり、かつ論争的である。

本書で検討されている期間は1965~80年であり、対象となっている国はポーランドとハンガリーである。その検討は以下の順序でされている。

第1章 諸問題と諸論争点

第2章 ハンガリーとポーランドにおける賃金と報酬の分配

第3章 ハンガリーにおける1人当り家計所得の分配

第4章 ポーランドにおける1人当り家計所得の分配

第5章 諸結論

I

第1章は主な理論的諸問題が3点に分けて検討されている。

第1は経済改革およびそれと所得の不平等との関係とについてである。東欧諸国の市場の悪化は経済改革を要請してきた。これまでそれを包括的に展開したものに、O・ランゲらの「経済評議会」テーゼがある。改革と分配のある種の格差の必然性をワイルズらは指摘しているが、ブルスらは、改革は個人的利害と社会的利害との適切な連結を保障する点に注目し、改革がパイ全体を大きくすることでもって、この問題を回避している。だが、改革された経済にはそれ特有の分配パターンが存在すると考えられる。

時系列的に所得の散布度を調べるときには、政府の所得政策の結果と市場メカニズムの作用の結果とを区別する必要がある。また、異企業間の同一種の労働者における賃金の格差を表わす水平的差別化と、同一部門、同一セクター内での異階層、異職業、異職能間の格差を表わす垂直的差別化とを区分する必要もある。中央集権的管理システムでは、中央が水平、垂直の両差別化に決定力をもち、ハンガリータイプでは、水平的差別化については企業が、垂直的なそれには中央が責任を持つとされる。しかし、ここから、中央集権的タイプのほうが中央は所得格差のコントロールについてより大きい自由度を持つと判断するわけにはいかない(たとえば第2経済の存在)。その意味で、経済改革と稼得所得の不平等の変化との関係を、単純に経済システムのロジックから説明できないであろう。

第2は社会主義国での賃金差別化をめぐる賛否両論の理論的根拠についてである。マルクスの平等主義的エートスは、所有制に基づく不平等を否定している点をのぞいて、不明瞭であるが、少なくとも非金銭的報酬が重視されていることは間違いない。労働に応じた分配原則は、現存社会主義では、二つの解釈(熟練、複雑労働の換算を重視する見解と労働力の再生産費を重視する見解)に分かれるが、両説には政治権力の役割の無視、測定基準のリアルな量的把握という点での欠陥が存在する。しかし、現実の格差を説明する理論が不十分であることは、所得の分配が恣意的に行なわれていることを意味しない。分配は所得の公正な分配と効率の推進という国家の経済目標に関係している。

ところで、公正な分配と効率の推進は、効率性と平等主義との矛盾として常に出現し、両者の均衡が問題とされる。経済効率は所得の差別化を要求するが、それは現行の差別化が効率的であるということと同義ではない。この差別化を合理化する社会主義版社会学的機能理論には諸欠陥がある。とりわけ、適切な労働力配分にはどのくらいの所得格差が必要であるか、という点に解をあたえていない。この面で官僚的エリートによる不当な所得開差が正当化されている。小さな格差には小さなインセンティブ、大きな格差には大きなインセンティブがあるとする主張は、貨幣的報酬の限界効用の個人差をみない点で誤っている。むしろ、幾つかの格差と物的インセンティブだけで労働の改善を推進することができ、それ以上の差異の拡大は否定的効果をおよぼす。

一般的にみて、賃金の格差は西欧も東欧も縮小の傾向にある。その一つの要因は、教育、訓練の社会負担の増加である。だが、そこには、個人能力と、よりよい実績、より高額の賃金との関係、職種、職務間の格差の難問がまだ残っている。この格差を前提にした場合、マクロ均衡を達成する手段として、また熟練、高学歴労働者の合理的配分、活性化の視点からも、個人所得税制度が再評価されなければならない。

最後に、ポーランドとハンガリーが分析対象国に選択されたことが統計上の質の問題、発展水準の類似性等の理由から正当であることが確認されている。

## II

第2章は統計的手法をもちいてハンガリーとポーランドの賃金、報酬の格差が分析される。

ハンガリーでは、1964~74年に賃金の相対的散布度の拡大が、74~80年にはその縮小がみられる。とりわけ、前の期間には、農業以外の国家セクター、特に建設、運輸部門での拡大傾向が顕著で、反対に農業は同期間に散布度は縮小した。全体として所得収入のダイナミックな上昇があったからである。女性は男性以上に散布度の拡がりが見られる。この期間の散布度の拡大は、部門間の所得格差の拡大によるものか、部門内のそれか、それとも両者によるものか、意見の分かれるところである。けれど、新経済メカニズムの導入の結果であることは明らかである。1974~80年にはこれまでの反平等主義傾向は反転する。だが非物的部門ではその傾向は検出されない。肉体労働者と精神労働者との対比では、前者の稼得所得の伸びが大きく、改革後も変わることなく1970年代

も一貫している。精神労働者の地位悪化は否定的影響をおよぼしている。

ポーランドでは、1965~78年に所得の相対的散布度は社会化セクターでは拡大している。ところが、百分位数で測定すれば、1967~72年に不平等が縮小し、73~77年には拡大、そして78年には67年水準に逆戻りしているのにたいして、4分位数では不平等が67年に拡大、73年から縮小、78年には67年水準よりまだ大きくなっている。つまり、分配における上層と下層の両極層間の不平等がとりわけ拡大したことが読み取れる。この傾向は肉体労働者にも精神労働者にも同じくみられるが、特に肉体労働者の両極層間での分配には極端な不平等がある。建設、工業、運輸部門の相対的散布度は社会化セクター全体よりも高い。

このように、最低と最高の10%にあたる層の格差は比較的大きいけれど、残りの大多数は団子状態にあり、上位と下位との開きは3倍にすぎない。「連帯」の圧力でその後さらに圧縮されている。精神労働者にかんするデータは不備であるが、散布度は小さいようである。中位数による測定では、肉体労働者と精神労働者との格差は縮小しているけれど、所得外の条件を考慮すれば、その格差はまだ有意である。平均賃金と最低賃金との開きも縮小していない。

以上の分析を基に、両国を比較すれば、1960年代から70年代までの相対的散布度はポーランドの方がハンガリーよりも高い。散布度の変化の向きは両国とも同じであるが、1966~74年にはハンガリーでは不平等が明瞭に拡大し、その後、バランスは平等主義的方向に傾いたのにたいして、ポーランドでは、65~72年段階では不平等はマージナルであり、72~78年には拡大している。また、ハンガリーではセクター内、セクター間でともに格差が拡大しているのにたいして、ポーランドではセクター内の垂直的格差は拡大しているのに、セクター間の水平的格差は縮小に動いた。ポーランドではセクター間の平均賃金と中位賃金との格差は1968~78年に縮小に向かったが、ハンガリーでは反対に拡大に動いた。ただし、開き自体はポーランドのほうが大きい。肉体労働者と精神労働者の所得の格差は双方とも小さく、縮小傾向にある。

## III

第3章と第4章はハンガリーとポーランドの1人当り家計所得の分析にかんしてである。ハンガリーでは、1

人当り家計所得の相対的散布度が縮小している時期に経済改革が開始された。最低層の10%と最高層のそれとの開きは1962年には6倍であったが、76年には4.6倍になっていた。これは農民の所得増加と社会的給付の拡充の結果による。階層間の格差はわずかなものであるが、家族構成が階層、職業集団で異なることから発生する格差にはまだ重大なものがある。改革後5年間はより低位な集団に不利に事態は進行している。しかし、1973年を境にこの傾向は逆転して、とりわけ精神労働者の地位は相対的に悪化している。1977年にはすべての分野で不平等の水準が低下している。

社会的現物給付は不平等の水準を相対的に押し下げるが、両極層間の格差には否定的な影響をあたえた。しかし、主要家計支持者数の増減とは反比例の関係にあるので、それは相対的に中立的である。一方、社会的現物給付は1972年までは相対的散布度の低下に作用してきたけれど、これ以降のこの給付の増額は平等主義的傾向をさらに促進するまでには至らなかった。

全体的に言えば、1人当り家計所得の散布度の低下は、1966~80年の稼得所得が安定的であったことからすれば、大家族における主要家計支持者の比重が高まった結果と見なすことができ、さらに社会的給付の拡充もその低下要因と考えられる。

ポーランドでは、1人当り家計所得は家族の規模と家計支持者、被扶養者数の比率によって左右される。1人当りの散布度は「連帯」登場までは不変で、その後顕著に低下している。精神労働者にたいしては肉体労働者が不利に、社会化セクターにたいしては農民が不利に社会的給付が分配されている。社会的現金給付はそれ自身不平等に分配されているが、それでも稼得所得より平等に分配されているために、開きを圧縮するように作用している。現物給付は形式的平等ゆえにそれへのアクセスの不平等性が実質化している。ここでポーランドに特有な点は、社会的給付がより豊かな層に手厚く分配されており、平等主義的性格をあまりもたず、さらに総所得に占める社会的給付の比重もCMEA諸国内で最低であることである。結局、稼得所得の不平等の増大を相殺したのは、より貧困な家計における主要家計支持者の比重の増大であった。

#### IV

それでは第5章「諸結論」に移ろう。市場改革は、経済学者や社会学者が主張するのは異なって、所得の不平等

等を増大させることを必ずしも意味しない。その不平等化は分権化以外に旧体制からの遺産、発展段階と富裕度の相違、社会主義の政治的伝統、国家の経済政策の性格と質によっても規定される。いずれにしてもその不平等の変化は市場メカニズムによるか、あるいは中央によって直接にもたらされる。どちらが選択、利用されるかは国家政策の関係事項である。しかし、いずれの経済管理システムを採用するにせよ、賃金差別化システムの役割を制限する社会政治的制約（無階級イデオロギー、完全雇用政策、差別化にたいする労働者の反発感情、インフレ下での下層に厚い物価手当て、消費水準での不平等にたいする不寛容、稼得所得の物的刺激作用の制限、通貨の購買力機能の制限、賃金と労働生産性とのリンクの不明瞭さ）が存在することにも注目しなければならない。コルナイの理論によれば、これらの制約に関連する不足や売手市場の出現は、ソフトな予算制約のなかに制度的根源を持っている。利潤刺激は、反対に、労働に応じた分配等の社会主義的倫理を押しつぶすことになる。ところが、コルナイは効率と倫理のあいだにはある妥協が成り立ちうると考えているのに、ブルスらは効率性の悪化はその倫理の実現を物的に支えきれなくなると疑問符を投げ掛ける。

さて、ポーランドの「連帯」では、自主管理共和国のプログラムが提起された段階でも、完全市場化と平等主義的要求とが二律背反的であることが議論の俎上にあがったことはない。この市場化と政治的複数主義は官僚主義、現政権との対抗という局面でのみ意識されていた。著者によれば、不平等の拡大は経済効率につながらず、分配上の正義と効率の要求との衝突の長期的解決は企業と地域での政治的民主主義では不十分で、ナショナルな段階での民主主義に求められなければならない。その意味で、分権化には限界があり、国家は廃止することはできない。求められるのは完全雇用、価格安定、平等の確保のため、政府のコントロールを維持しながら、中央を民主化することである。

#### V

本書は問題提起、課題の設定、分析、そして結論を通じて明解かつ説得的である。しかし、説得的であるがゆえに、現実からの距離のようなものなおも残るように思われる。そしてそこに疑問が生まれてくる。

その一つは著者自身が気づいている点である。所得に関する統計情報はきわめて不満足な状態にある。とりわ

け、全世帯の所得とその各世帯の全源泉についてのそれは不完全である。派生的所得、第2経済から発生する所得についてははなはだしい。現存の社会主義社会で正規の主要な就労に基づく賃金、報酬が生計についてのある最低限の条件を満たしていると仮定すれば、この派生所得、副収入のもつ限界効用はきわめて大きく、その有無、大小は社会的（不）平等感にきわめて重要な影響を与えると判断される。この問題はポーランドできわめて鋭角的であり（たとえば外貨の闇市場）、ハンガリーにかんしても検討期間が短かすぎて、改革の影響が十分に計算されているとはいいがたい（注1）。

さらに問題なのは改革された計画経済と中央集権的指令経済を比較する場合にもつ制限性である。物的タームで中央集権的に制御されている経済を統一的な価値タームで横断的、縦断的に比較考察することは理論的難点をもっている。国民が稼得した所得の価値あるいは購買力は財、サービスによって異なる。一つ一つの財が価値的連関をもっていないのがこのシステムの特徴だからである。だから、たとえば、最上位と最下位との格差が計算上6倍あっても実質的に6倍あるかどうか、疑わしい。これは希少な財等にたいするアクセス上の特権を論理的に排除したと仮定してもそうである。

この点に関連して、分析対象国の選択について一つの疑義があるだろう。分権化システムの代表としてハンガリーが選択されたことは衆目の一致するところであろうが、ポーランドを集権化システムの代表格として対比させるのには条件があるだろう。農業における広汎な個人農の存在、とりわけ1970年代の（修正）WOGシステムの導入とその失敗は単純に中央集権的経済管理制度として観察することに躊躇をあたえている。

以上の諸点は、本書の結論といく人かの経済学者、社会学者との主張との距離を説明する要因になるかもしれない。しかし、このことは本書の結論を覆すことを意味しないだろう。経済改革の最もすすんでいるハンガリーでは、経済改革以来1980年代のはじめまで社会的不平等は減少している（注2）。もちろん、この減少は経済の市場化というより、むしろ市場の擬制化によるものであると解釈することもできる。しかし、最も注意しなければならないのは、賃金が労働力の再生産費を補償することのないような（注3）分配構造のうえに、古いタイプの社会的不平等が縮小して、新しいタイプの社会的不平等が拡大してきており、しかも新しい社会層が伸長してきていることである（注4）。

社会主義社会は社会的不平等を解消することを一つの

不可欠の理念としている以上、社会が生活実感として存在する社会的不平等を社会政治問題化するルートが必要である（政治的民主主義）。と同時に、その問題の解決のためには、その前提条件として、社会の生活の襍のなかにある種々の不平等を全社会的規模で統一的に計量するシステムが社会主義社会経済制度に内蔵されていなければならない。このシステムなしには、社会的不平等を縮小する方向にむかっているのか否か、を判断する点での客観性を社会はもちえない。この点で、物的タームで中央集権的に制御される現行の経済は致命的な欠陥を持っているといえる。ところが、経済改革が狙う市場メカニズムの導入は、この視点からすれば、大きな前進であるように思われる。さらに、この経済改革は所有関係の複雑化に伴う結果を含み、所得源泉の多面化、細分化とその相互の複雑な絡み合いをもたらすだろう。その結果、個人の諸所得を総合的に捕捉するシステムがもう一方で必要となってくることも疑いえない。これらの点で、著者が個人所得税の重要性を指摘したのは炯眼である。この導入は社会的不平等を論じるにあたっての最大の困難である、統計上の不備の問題も解決してくれることになるだろう。ところが、個人所得税が完全な形で導入されれば、本書の理論的枠組である、分権化、集権化という座標軸で社会主義経済管理システムを識別することを再検討しなければならない地点まで状況が達するようにも思える。この点は今後の重要な研究課題である（注5）。

（注1） 本書についてのポーランドでの書評によれば、この他に、平等主義の理念の拡張、結論の単純化と分権化以外の格差拡大要因のメカニズムの解明の必要性、1979年の両国での同時調査の結果によれば逆に垂直的差別化ではハンガリーの方が格差が大きいことを指摘している。Topinska, Irena, "Reforma a Dochody" [改革と所得], *Zycie Gospodarcze* [経済生活], 第8号, 1987年2月22日, 9ページ。

（注2） Andorka Rudolf, "A valóságos társadalmi egyenlőtlenségek és a közvelemenység" [真の社会的諸不平等と常識], *Társadalmi Szemle* [社会評論], 第17巻第11号, 1987年, 47ページ。

（注3） この点の論争の指摘は Falusne Szikra Katalin, "Az elosztási viszonyok és a reform" [分配関係と改革], *Közgazdasági Szemle* [経済評論], 第21巻, 1987年7-8月, 817-820ページ。

（注4） Andorka, 前掲論文, 47ページ。

（注5） 拙稿「個人所得税の導入と社会主義の3つの型」〔『経済科学通信』第54号 1987年12月〕参照。  
(高知大学助教授)